

鳥取県産業未来共創事業 〈事業承継促進型〉 【募集要領】

募集期間について
令和7年6月4日（水） ～ 随時募集
申請先について
本事業については、郵送又はメールにより以下に申請してください。 (郵送の場合) 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課 (メールの場合) kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp
その他の注意事項
<ul style="list-style-type: none">・本事業の募集は予算の範囲内で行います。予算を超えた場合、募集を終了しますので予めご承知ください。・また、本事業に係る補助金の交付は、審査を行い予算の範囲内で交付決定されます。事業認定を受けた事業計画について必ずしも補助金が交付されるわけではありません。・本補助金の交付申請は、事業認定後に補助金の交付申請を行ってください。

令和7年6月
鳥取県商工労働部企業支援課

目次

1 産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定	2
■ 1 事業の目的・概要.....	2
■ 2 事業承継の要件.....	3
■ 3 その他の要件.....	5
■ 4 認定審査.....	5
■ 5 その他.....	6
2 産業未来共創補助金の交付	7
■ 1 補助対象者.....	7
■ 2 補助制度概要（補助率、補助金額、対象経費 等）.....	7
■ 3 審査方法等.....	9
■ 4 補助事業に関する注意事項.....	9
■ 5 補助事業の流れ（※事業計画の認定も含む）.....	10
■ 6 補助事業スケジュール表（※事業計画の認定も含む）.....	10
3 申請手続き	11

1 産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定

■1 事業の目的・概要

(1) 事業目的

本事業は、県内事業者が行う事業承継時や承継後の経営改善や経営革新、M&A の手法による事業承継に必要な取組に対して支援を行うものです。地域における円滑な事業承継の推進を通じて、県内の産業の維持・発展を図ることを目的としています。

(2) 計画期間

12 カ月以内

(3) 対象者

ア 次のいずれかに該当する者であること

(ア) 承継後事業、又は、買い手事業を行おうとする場合にあっては、事業承継により別に定める期間内に事業等を譲り受ける県内事業者等（事業承継により県内事業者等となる者を含む。）又はその代表者であること。

(イ) 売り手事業を行おうとする場合にあっては、事業承継により別に定める期間内に事業等を譲り渡す県内事業者等又はその代表者であること。

イ 次のいずれにも該当する者でないこと。

(ア) 前項の規定による事業認定に係る申請日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。

(イ) 原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者でないこと。

(ウ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(エ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(オ) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

【補足】承継者及び被承継者となる「県内事業者等」とは、県内に主たる事業所を有する者であって、以下に該当するものをいいます。

(強化法第2条第1項第1号～第5号)

主たる業種	要件 (いずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (以下の業種以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業 (以下の3業種を除く。)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員は含みません。

(4) 認定基準

- ア 上記(3)の対象者の要件を全て満たしていること。
- イ 計画に記載した内容が事業承継の要件を満たすこと。
- ウ 譲り受ける、又は、譲り渡す事業の継続が見込まれる計画であること。
- エ 計画の実施により、県内経済の再生・県内経済の発展に寄与する計画であること。
- オ 計画の実現可能性が高いこと。
- カ 計画が関係法令に違反しないこと。
- キ 計画が公序良俗に反しないこと。

■2 事業承継の要件

(1) 事業承継の構成要素

承継者に引き継がれる被承継者の経営資源は次のもので構成される。

区分	内容
経営権	企業の経営及び運営を主導する権利(代表権等)
株式	過半数を超える議決権
事業用資産	事業に必要な土地、家屋及び償却資産(無形減価償却費資産を含む。)
従業員	被承継者が事業承継前に雇用していた従業員(パート、アルバイトを含む。)
顧客・取引先	顧客又は仕入れ先その他の事業活動に必要な契約の相手方

(2) 事業承継の確認事項

本事業における「事業承継」は、次に掲げるすべての要件を満たすことをいう。

- ア 承継後事業

- (ア) 承継者が事業を主導して取り組むこと。
- (イ) 令和6年4月1日以降に事業承継が行われた事業に関するものであること。
- (ウ) 原則として被承継者と承継者による実質的な事業承継が行われ、承継後において被承継者を代表する者が実質的な経営権を保持しないものであること。

【実質的な事業承継とならない事例】

- ・単なる名義変更
 - ・単なる会社の分割・合併等
 - ・代表権者の複数化
 - ・グループ内の事業再編
 - ・単なる事業用資産のみの譲渡
 - ・フランチャイズ契約又は実質的なフランチャイズ契約とみなされる場合
 - ・従業員等へののれん分け又は実質的なのれん分けとみなされる場合 など
- (エ) 承継者は、原則として、上記（１）の経営資源を引き継ぐこと（事業譲渡による場合は、事業用資産、従業員、顧客・取引先を引き継ぐこと。詳細は以下記載のとおり。）。

【必要となる経営資源】

被承継者	承継者	形態	引き継ぐ経営資源
個人事業主	個人事業主	事業譲渡	事業用資産、従業員、顧客・取引先
個人事業主	別の法人	事業譲渡	事業用資産、従業員、顧客・取引先
法人	同一の法人	経営者の交代	経営権、株式、事業用資産、従業員、顧客・取引先
法人	個人事業主	事業譲渡	事業用資産、従業員、顧客・取引先
法人	別の法人	M&A	経営権、株式、事業用資産、従業員、顧客・取引先
法人	別の法人	事業譲渡	事業用資産、従業員、顧客・取引先

※個別の経営資源の全部又は一部が引き継がれていることが必要です。

- (オ) 承継者は、原則として被承継者から引き継いだ経営資源を活用した事業を行うこと。

イ 買い手事業

- (ア) 承継者が事業を主導して取り組むこと。
- (イ) 事業期間内に上記1に記載する経営資源を被承継者より譲り受けることが見込まれること。
- (ウ) 支援を受ける専門家は、以下のいずれかの者であること。
 - ・中小企業に対してフィナンシャル・アドバイザー（以下「FA」という。）業務又は仲介業務については、中小企業庁「M&A 支援機関登録制度」でM&A 支援機関として登録した者（以下「登録FA・仲介業者」という。）。
 - ・デュー・ディリジェンス業務（買収前のリスク調査・評価）については、土業等の専門家

ウ 売り手事業

- (ア) 被承継者が事業を主導して取り組むこと。
- (イ) 事業期間内に上記1に記載する経営資源を承継者に譲り渡すことが見込まれること。
- (ウ) 支援を受ける専門家は、以下のいずれかの者であること。
 - ・中小企業に対してFA 業務又は仲介業務については、登録FA・仲介業者
 - ・デュー・ディリジェンス業務については、土業等の専門家

エ 共通

- (ア) 強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関の証明を受けた事業計画であること。
(認定経営革新等支援機関については、「3 申請手続き」をご確認ください。)
- (イ) 被承継者の事業が休眠状態や事業の実態のないものでないこと。
- (ウ) 事業承継に伴う事業主都合による従業員の解雇等を著しく生じさせるものではないこと。
- (エ) 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 法令等に違反する及び違反するおそれがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- (オ) 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 12 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当しないこと。
- (カ) 本補助金を受給する権利は他人に譲渡しないこと。

■ 3 その他の要件

(1) 同一案件における取り扱い

同一案件について、承継者、被承継者それぞれ仲介業者とアドバイザー契約を締結している場合、承継者は買い手事業、被承継者は売り手事業としてともに申請できることとする。

(2) 買い手事業を活用した承継者が承継後事業を活用

買い手事業の補助金交付後であって、募集要領に定める時期以降に事業承継が行われたものであれば申請可能とする。

■ 4 認定審査

以下の観点から審査を行い、全てを満たす事業計画を認定の対象とします。

審査項目	審査の視点
事業承継	<input type="checkbox"/> 事業承継の要件を満たしているか <input type="checkbox"/> 上記■ 2 に定める事業承継の要件を満たしているか
実現可能性	<input type="checkbox"/> 目標が明確で、かつ、実現可能なものであるか <input type="checkbox"/> 事業費が合理的で、必要な資金が確保されているか <input type="checkbox"/> 事業を行う上で必要となる人材、技術、物資などのリソースが確保されているか <input type="checkbox"/> ステークホルダーと協力関係ができていないか <input type="checkbox"/> 必要な許認可を得られる見込みとなっているか <input type="checkbox"/> その他計画を行う上での課題に的確に対応した取組となっているか
事業の適格性	<input type="checkbox"/> 計画期間が 12 カ月以内となっているか <input type="checkbox"/> 実質的な労働を伴わない事業でないか <input type="checkbox"/> 環境保全に関する適切な措置を講じていないか <input type="checkbox"/> 関係法令に違反する計画でないか <input type="checkbox"/> 公序良俗に反するものでないか

事業者の 適格性	<input type="checkbox"/> 上記■1（3）に定める対象者の要件を満たしているか
取組の 検証	<input type="checkbox"/> 過去に鳥取県版経営革新計画の認定又は鳥取県産業成長応援事業の認定を受け、計画に 取り組んだことがある場合は、取組状況の検証がされているか

■5 その他

- 事業承継促進型の事業認定を受けた者は、計画期間中の毎年度末及び計画期間の終了日から1年が経過した日の属する年度の末日までに、直近の決算状況等（売上高、付加価値額、経常利益等）について、商工団体の定める方法により報告する必要があります。（報告内容は、統計的に処理等を行い、県民及び県議会への事業報告や今後の施策検討に活用します。）
- 採択された事業については、事業者名、事業名、事業計画、住所等について県議会等で公表する場合がありますので、ご承知ください。（ご都合が悪い場合は、事前に県までご連絡ください。）

2 産業未来共創補助金の交付

事業承継促進型の事業認定を受けた事業者は、産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉を活用することができます。補助金の交付を希望される方は、下記をご確認の上、鳥取県に申請してください。（審査の結果又は予算の限りがあり補助金が交付されないこともありますので、ご注意ください。）

■ 1 補助対象者

事業承継促進型の事業認定を受けた者

■ 2 補助制度概要（補助率、補助金額、対象経費 等）

（1）補補助率、補助金額、対象期間、利用回数

補助率	補助対象経費の 1/2
補助金の額	2,000 千円以内 ※千円未満切り捨て
補助対象期間	12 月以内 ※事業承継促進型の認定期間を超えることは不可。

（2）補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは原則補助対象となりませんのでご注意ください。

また、補助対象経費は、認定を受けた計画と整合が取れており、同計画の達成に真に必要なものに限ります。（計画外の取り組みにも活用できる汎用的なものは補助対象となりません。）

ア 承継後事業

費目	内容
建物費（建物附属設備及び構築物含む。）	・承継後の事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費 ・補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費
機械装置費	・承継後の事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ・上記に付随して行う機械装置の改良、据付け又は運搬に要する経費
システム導入費	・承継後の事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用（クラウドサービス利用料を含む。）に要する経費
技術導入費	・承継後の事業の実施のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	・承継時の手続きや承継後の事業の実施のために依頼した専門家に支払われる経費
外注費	・承継後の事業の実施のために必要な加工、設計、デザイン、検査、調査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費

知的財産権等取得 関連経費	・承継後の事業で開発又は提供する新製品・サービス等の事業化に当たって必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
広告宣伝・ 販売促進費	・承継後の事業の実施に係る広告（パンフレット、動画、写真、サイト等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、営業代行利用等に係る経費
その他	・上記のほか本事業の実施に必要なと認められる経費

※いずれの費目についても、従業員人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は、原則対象外です。

※承継者が支払う経費のみを対象とし、被承継者が支払う経費については対象経費となりません。

※譲渡又は売買契約等の対価として、承継者が被承継者に支払う経費については対象経費となりません。

イ 買い手事業

費目	内容
専門家経費	・被承継者の事業を M&A の手法により譲り受けるために依頼した専門家に支払われる経費（FA 業務又は仲介業務に係る、相談料、着手金、中間報酬及び成功報酬等の中小 M&A の手続進行に関する総合的な支援に関する経費等）

ウ 売り手事業

費目	内容
専門家経費	・第三者に事業を M&A の手法により譲り渡すために依頼した専門家に支払われる経費（FA 業務又は仲介業務に係る、相談料、着手金、中間報酬及び成功報酬等の中小 M&A の手続進行に関する総合的な支援に関する経費等）
システム利用料	・M&A マッチングサイト等プラットフォームが提供するサイトを利用した際の登録料、利用料、成約手数料

※買い手事業、売り手事業ともに支援を受ける専門家は、以下のいずれかの者であること。

- ・登録 FA・仲介業者
- ・デュール・ディリジェンス業務については、土業等の専門家

※補助対象経費は、買い手事業、売り手事業ともに事業期間内に支払われた経費のみです。事業期間前に支払われたものは対象となりません。

【買い手事業、売り手事業における事業着手時期、事業完了時期について】

買い手事業、売り手事業は基本合意書締結前に交付決定を受けることが必要です。

また、事業期間内に最終契約を締結することが必要です。事業期間内に最終契約に至らない場合、補助金の全額をお支払いすることができません。

専門家との 契約 (着手金)	M&A 先の 選定	トップ 面談	基本 合意 (中間報酬)	デュー・ ディリジェ ンス	最終契約 (成功報酬)	補助事業 の可否
事業期間中	事業期間中	事業期間中	事業期間中	事業期間中	事業期間中	○
事業前	事業前	事業前	事業期間中	事業期間中	事業期間中	○
事業期間中	事業期間中	事業期間中	事業期間中	事業期間中	事業後	×
事業前	事業前	事業前	事業前	事業期間中	事業期間中	×

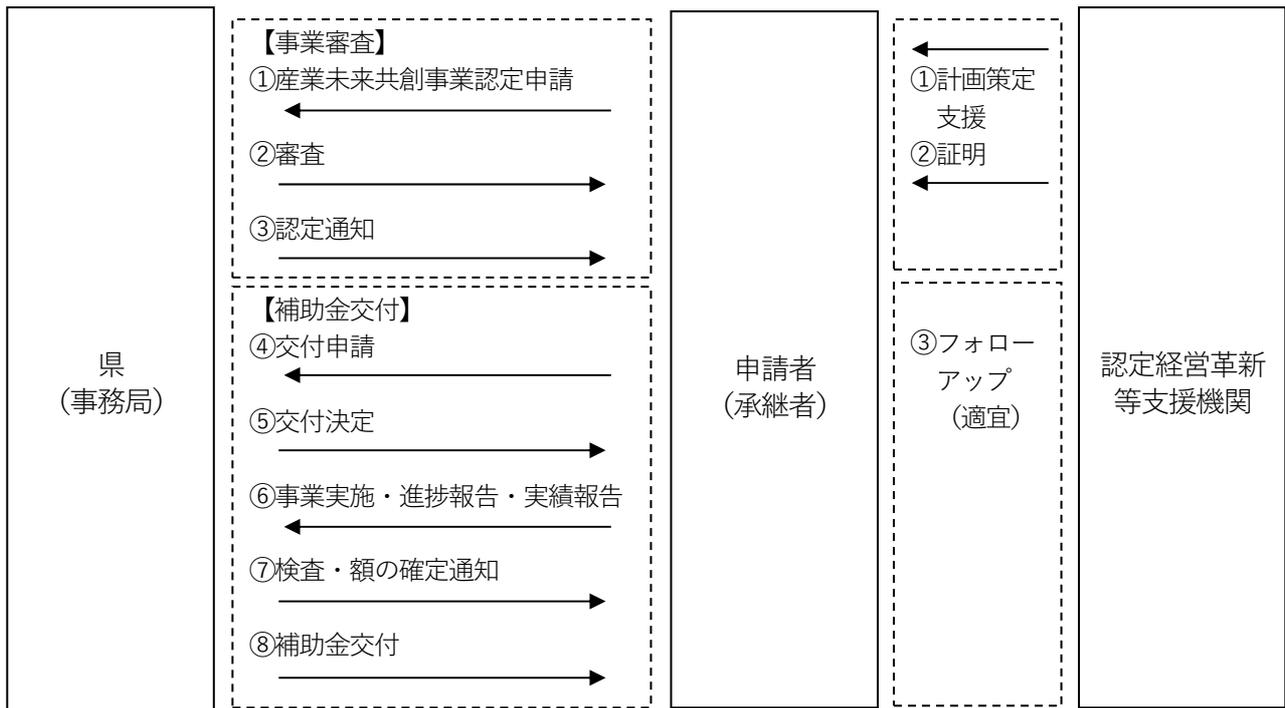
■ 3 審査方法等

- ・鳥取県商工労働部企業支援課において、交付要綱等に沿って審査し、補助要件を満たしているものについて交付決定を行います。
- ・本補助金は、予算の範囲内で補助金を交付します。
- ・※産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の事業認定を受けても、予算の限度があるため補助金が交付されないこともありますので、あらかじめご了承ください。

■ 4 補助事業に関する注意事項

- ・補助対象経費は、補助金交付決定後、補助対象期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。原則、交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・消費税・振込手数料は補助対象経費にはなりません。（値引に当たる振込手数料相当額も同様です。）
- ・他の取引との相殺払による支払、事業期間内に完了しない手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）、暗号資産・クーポン・ポイント・金券・商品券等による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないでください。
- ・鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。なお、委託に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、事前に鳥取県に協議し承認を得る必要があります。鳥取県の承認を得ないで県外事業者へ委託した場合は、補助対象経費として認められません。
- ・補助金は原則精算払いとなります。ただし、補助事業者が希望する場合、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、鳥取県にご確認ください。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

■ 5 補助事業の流れ（※事業計画の認定も含む）



■ 6 補助事業スケジュール表（※事業計画の認定も含む）

補助事業の計画期間が12ヶ月の場合について記載しています。なお、事業開始日及び事業期間により、該当しない項目もあります。

項目	実施者	時期	内容
①産業未来共創事業の認定申請	企業	随時	計画書を鳥取県へ提出します。
②事業計画の認定	県	随時	県において、認定要件について審査を行い、適当と認められる場合、認定します。
③事業計画の認定通知の送付	県	随時	県から認定通知(不認定通知)を申請企業へ送付します。
④補助金交付申請	企業	認定後	認定を受けた事業計画を実施するために必要な補助事業について、鳥取県へ申請します。
⑤補助金交付決定	県	申請から20日以内	補助事業の内容について審査を行い、予算の範囲内で交付決定通知を送付します。
⑥補助事業の着手	企業	交付決定日以降	事業実施(交付決定日以前に実施したものは、原則、補助対象となりません。)
⑦事業進捗状況報告(R8.3.31現在)	企業	R8.4.1～R8.4.10	初年度分の事業進捗状況を鳥取県へ報告します。 (この時点での補助金支払いはありません)
⑧実績報告書(全体分)	企業	事業完了から10日以内	補助事業全体の実績を鳥取県へ報告します。

⑨現地調査	県	実績報告後 速やかに	全体実績（支出状況・経理処理）について、県職員が赴き現地調査を行います。
⑩確定通知	県	現地調査後 半月程度	補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。
⑪補助金支払	県	現地調査後 1ヶ月程度	補助金の精算払を行います。（遅くとも実績報告書提出の年度内に実施）

※なお、表中には記載していませんが、事業承継促進型の事業認定を受けた者は、補助金の活用の有無に関わらず、計画期間中の毎年度末及び計画期間の終了日から1年が経過した日の属する年度の末日までに、直近の決算状況等（売上高、付加価値額、経常利益等）について、鳥取県の定める方法により報告する必要があります。

3 申請手続き

- ・申請書の作成にあたっては、を受けることができます。
- ・応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

申請	産業未来共創事業 事業承継促進型	産業未来共創補助金 事業承継促進型
受付期間	随時	事業認定後速やかに 鳥取県に申請してください。
申請様式	県企業支援課のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoushien/) から入手してください。	
提出方法	必要書類を作成し、企業支援課に郵送又はメールにより申請 【申請先および問合せ先】 鳥取県商工労働部企業支援課 住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 電話：0857-26-7243 ファクシミリ：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.lg.jp	
応募に必要な書類	1部 ○〈事業承継促進型〉事業認定申請書 ○申請者の定款及び事業概要の分かるもの（定款については個人事業主の場合は不要。） ○申請者の直近2期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。） ○事業計画についての参考資料類 ○申請者の鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等。鳥取県から課税されない者の場合は不要。）	1部 ○産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付申請書 ○事業費の積算根拠となるもの（見積書、購入する等機器等のカタログ、買い手事業及び売り手事業の場合、専門家との契約書等）

認定経営革新等支援機関について

認定申請に当たっては、作成した事業実施計画書について申請前に、認定経営革新等支援機関の証明を受けることが必要です。

認定経営革新等支援機関（認定支援機関）とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。

<https://mirasapo-plus.go.jp/supporter/certification/>

鳥取県内の認定経営革新等支援機関については、以下の URL から検索してください。（地図から「鳥取県」を選択し検索） https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

事業承継専門の認定経営革新等支援機関として、国の「鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター」がありますので、上記により難しい場合は、こちらにご相談ください。

鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター HP : <https://www.toriton.go.jp/jigyohikitsugi/>

東部窓口 〒680-0031 鳥取市本町1丁目101 TEL : 0857-20-0072 FAX : 0857-20-0400

西部窓口 〒683-0823 米子市加茂町2丁目204番地 TEL : 0859-31-4303 FAX : 0859-27-1943

※なお、証明を受けた事業実施計画書については、事務局から直接認定経営革新等支援機関に計画内容について問い合わせる場合がありますので、あらかじめご承知ください。